

志免町財務規則（平成5年6月24日志免町規則第19号）

最終改正:令和6年3月29日規則第11号

改正内容:令和6年3月29日規則第11号〔令和6年4月1日〕

-
- （請求書による原則）
- 第50条 支出命令は、債権者から債務の履行の請求を証する書面又は電磁的記録（以下「請求書」という。）の提出によりこれをしなければならない。
- 2 請求書には、請求金額、請求の内容、請求年月日及び債権者の住所及び氏名（法人にあっては所在地及び名称）の記載並びに押印がなければならない。ただし、正当な債権者から請求されたことが確認できる場合は、押印については省略することができる。
 - 3 請求書に記載された請求者が代表又は代理人名義のものであるときは、その資格及び権限の表示をしなければならない。
 - 4 債権者が代理人に請求権又は領収権を委任したときは、請求書には、委任状を添えさせなければならない。
 - 5 債権の譲渡又は承継があった債務に係る請求書には、その事実を証する書面を添えさせなければならない。
-